

# 富士見市建築物耐震改修促進計画

[令和3年度～令和7年度]



富士見市マスコットキャラクター

「ふわっぴー」

令和 3 年 3 月

富士見市

## 目次

<b>第1章 計画の目的等</b> .....	1
1 計画の目的	
2 計画策定の背景	
3 計画の位置付け	
4 計画期間	
5 対象建築物	
<b>第2章 建築物の耐震化の現状と今後の目標</b> .....	4
1 富士見市の概況と災害要因	
2 地震履歴	
3 地震環境	
4 想定される地震の規模及び被害の状況	
5 建築物の耐震化の現状及び目標設定	
6 住宅の簡易耐震診断等	
<b>第3章 建築物の耐震化に向けた取組方針と施策</b> .....	27
1 建築物の耐震化のに向けた取組方針	
2 建築物の耐震化を促進するための施策	
<b>第4章 計画を推進するための体制</b> .....	32
1 計画を推進するための役割分担	
2 関係団体等による協議会の活用	
<b>資料</b> .....	34

# 第1章 計画の目的等

## 1 計画の目的

富士見市建築物耐震改修促進計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）第6条の規定に基づき策定するものである。

本計画は昭和56年5月31日以前に工事着手し建築された、いわゆる旧耐震基準の既存建築物の耐震化を図ることで、地震発生時の被害を軽減することを目的とする。

## 2 計画策定の背景

平成7年の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、また、平成23年の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）においては、多数の人命が奪われた。特に、兵庫県南部地震においては、被害の主たる原因は住宅・建築物の倒壊等によるものであった。その教訓を踏まえて、平成7年10月に耐震改修促進法が制定された。

また、不特定多数の者が利用する建築物や避難に配慮を必要とする者が利用する大規模な建築物について、耐震診断を行い、報告を義務付ける等の主旨にて、耐震改修促進法が平成25年11月に改正され、相談体制の整備や所有者等の費用負担の軽減につながる事業推進等、効果的かつ効率的な建築物の耐震改修等を実施することが求められるようになった。

本計画の策定に至るまでの主な経過は表1-1のとおりである。

表1-1 本計画策定までの主な経過

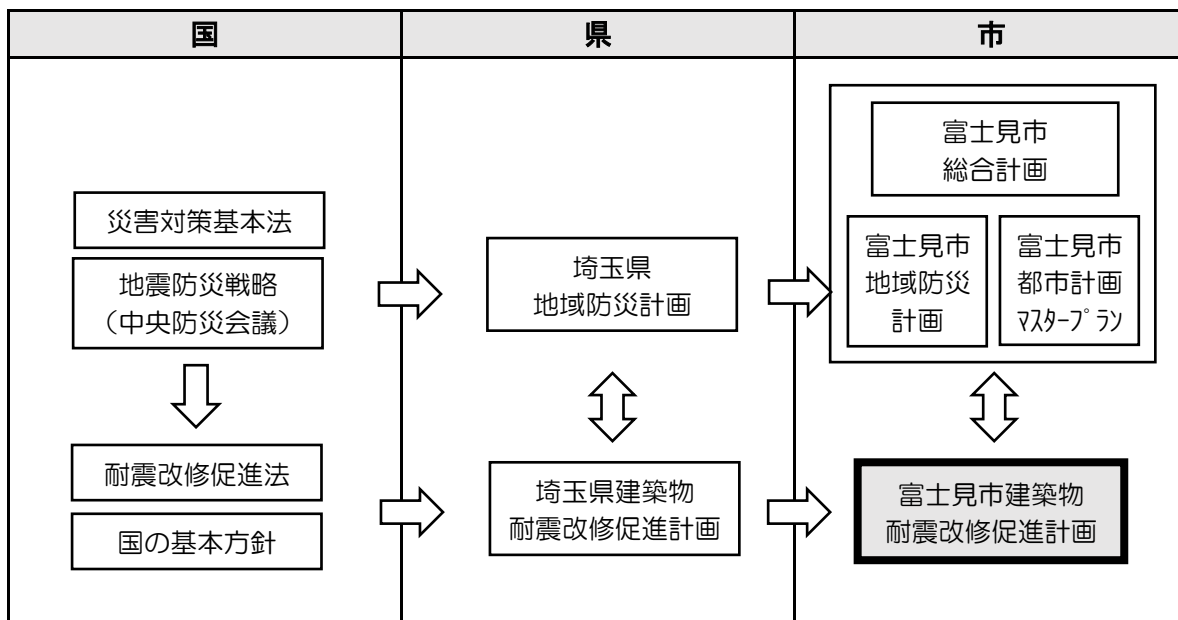
年月	経過	備考
昭和56年6月	建築基準法改正	中規模の地震に対してほとんど損傷しないことの検証や、大規模な地震に対して倒壊・崩壊しないことを検証する新耐震基準の導入
平成7年1月	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	最大震度7 死者・行方不明者6,437人 住宅全壊104,906棟、半壊144,274棟、 一部破損390,506棟 (内閣府ホームページ災害情報より) 旧耐震基準の建物に大きな被害が発生
平成7年10月	耐震改修促進法制定	
平成12年6月	建築基準法改正	木造住宅の接合部の仕様を明示
平成18年1月	耐震改修促進法改正 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を 図るための基本的な方針の告示 (以下「国の基本方針」という)	国の基本方針に基づき、都道府県耐震改修 促進計画の策定を規定
平成19年3月	埼玉県建築物耐震改修促進計画策定	平成27年度までの耐震化率の目標 住宅90% 多数の者が利用する建築物 県有100%、市町村有99%、民間90%
平成22年9月	富士見市建築物耐震改修促進計画策定	平成27年度までの耐震化率の目標 住宅90%

平成 23 年 3 月	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	最大震度 7 死者 19,729 人、行方不明者 2,559 人 住宅全壊 121,996 棟、半壊 282,941 棟、 一部破損 748,461 棟 (内閣府ホームページ災害情報より)
平成 25 年 10 月	国の基本方針の改正	令和 2 年までに住宅の耐震化率 95%の目標を明示
平成 25 年 11 月	耐震改修促進法改正	大規模な建築物の耐震診断の義務化など、耐震化の促進に向けた取組を強化
平成 26 年 3 月	埼玉県地域防災計画改正	県の減災目標の設定
平成 27 年 2 月	首都直下地震に備える埼玉減災プラン - 埼玉県震災対策行動計画 - 策定	令和 2 年度までに住宅の耐震化率 95%の目標を設定
平成 27 年 3 月	首都直下地震緊急対策推進基本計画閣議決定	令和 2 年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%の目標を明示
平成 28 年 3 月	国の基本方針の改正	令和 7 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示
平成 28 年 3 月	埼玉県建築物耐震改修促進計画改定	令和 2 年度までの耐震化率の目標 住宅 95% 多数の者が利用する建築物 市町村有 100%、民間 95% (県有は 100%耐震化済)
平成 28 年 4 月	熊本地震	最大震度 7 (2 回記録) 死者 273 人 住宅全壊 8,667 棟、半壊 34,719 棟、 一部破損 163,500 棟 (内閣府ホームページ災害情報より) 平成 12 年 5 月 31 日以前に建築された住宅にも倒壊被害が発生
平成 28 年 9 月	富士見市建築物耐震改修促進計画改定	令和 2 年度までの耐震化率の目標 住宅 95%
平成 29 年 3 月	埼玉県住生活基本計画改定	令和 7 年度までに耐震性を有しない住宅ストックをおおむね解消する指標を設定
平成 29 年 3 月	埼玉県地域強靱化計画策定	令和 3 年度までに多数の者が利用する民間建築物の耐震化率 95%以上とする目標を設定
平成 30 年 6 月	大阪府北部地震	最大震度 6 弱 死者 4 人 (うちブロック塀崩落により 2 人死亡) 住宅全壊 9 棟、半壊 87 棟、 一部破損 27,096 棟 (内閣府ホームページ災害情報より)
平成 30 年 12 月	国の基本方針の改正	令和 7 年を目途に耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物をおおむね解消とする目標を明示
平成 31 年 1 月	耐震改修促進法施行令改正	避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について診断義務付けなど、耐震化の促進に向けた取組を強化
令和元年 7 月	埼玉県建築物耐震改修促進計画一部改定	耐震診断を義務付ける道路を指定

### 3 計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法第6条の規定に基づく平成28年9月策定の改定富士見市建築物耐震改修促進計画を改定するものであり、埼玉県建築物耐震改修促進計画及び富士見市地域防災計画等との整合を図るものとする。

また、富士見市総合計画（基本構想・基本計画）、富士見市都市計画マスタープランとの整合を図るものとする。



### 4 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

### 5 対象建築物

本計画で耐震化の目標を設定して取り組む対象とする建築物は、旧耐震基準で建築された以下のものとする。

- (1)住宅（3階以上かつ1,000㎡以上の賃貸共同住宅等を除く）
- (2)多数の者が利用する建築物<sup>1)</sup>

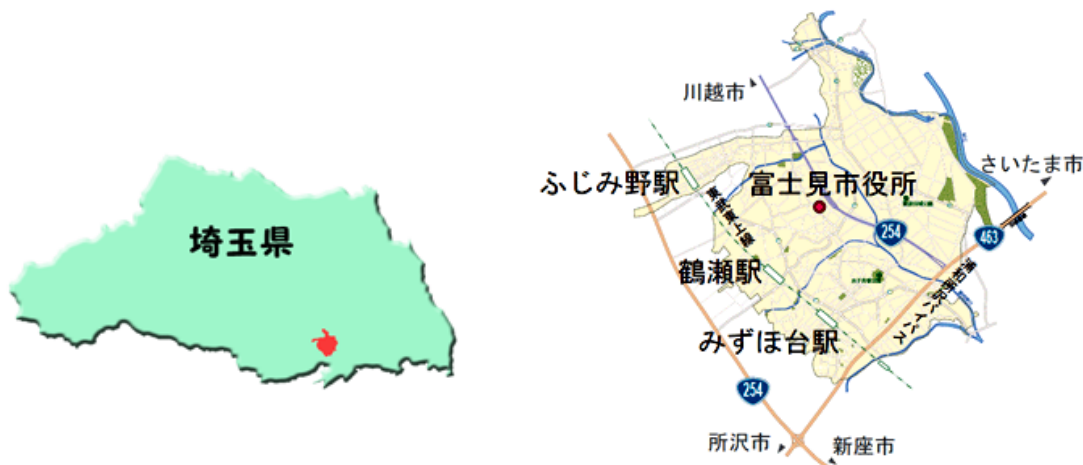
<sup>1)</sup> 用途、規模はP.16 表2-7参照

## 第2章 建築物の耐震化の現状と今後の目標

### 1 富士見市の概況と災害要因

#### (1) 位置・地勢

富士見市は、埼玉県の南東部に位置し、県都さいたま市をはじめ、川越市、志木市、ふじみ野市、三芳町に接している。面積は、19.77km<sup>2</sup>で、県全体の面積に対する割合は0.52%となっている。

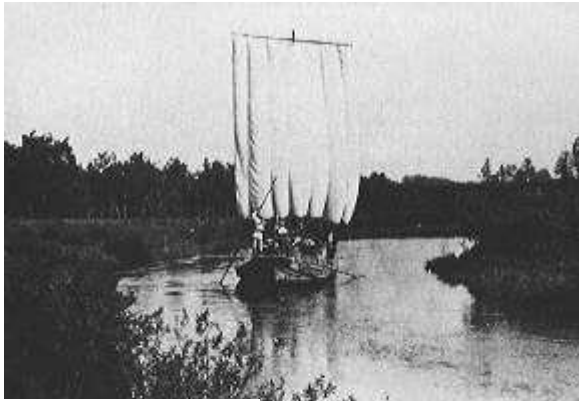


資料：令和元年版統計ふじみ

#### (2) 地形・地質条件

地形は、南西部の武蔵野台地と北東部の荒川低地によって、大きく二分されている。台地部は、河川によって分断され、それぞれが独立した小台地を構成している。特に南西部の洪積層からなる武蔵野台地は、明治、大正初期には、雑木林が広がっていたが、現在は大半が住宅地と畑作地帯となっている。北東部の沖積層からなる荒川低地は、さいたま市との市境を流れる荒川と江戸時代から大正時代まで、江戸と川越地域を結ぶ重要な交通路であった新河岸川の2つの1級河川を擁する水田地帯となっている。荒川が現在の市境を流れるようになったのは、江戸時代の水害を防ぐための河川改修によるものである。旧荒川はびん沼川としてその面影をわずかに残している。

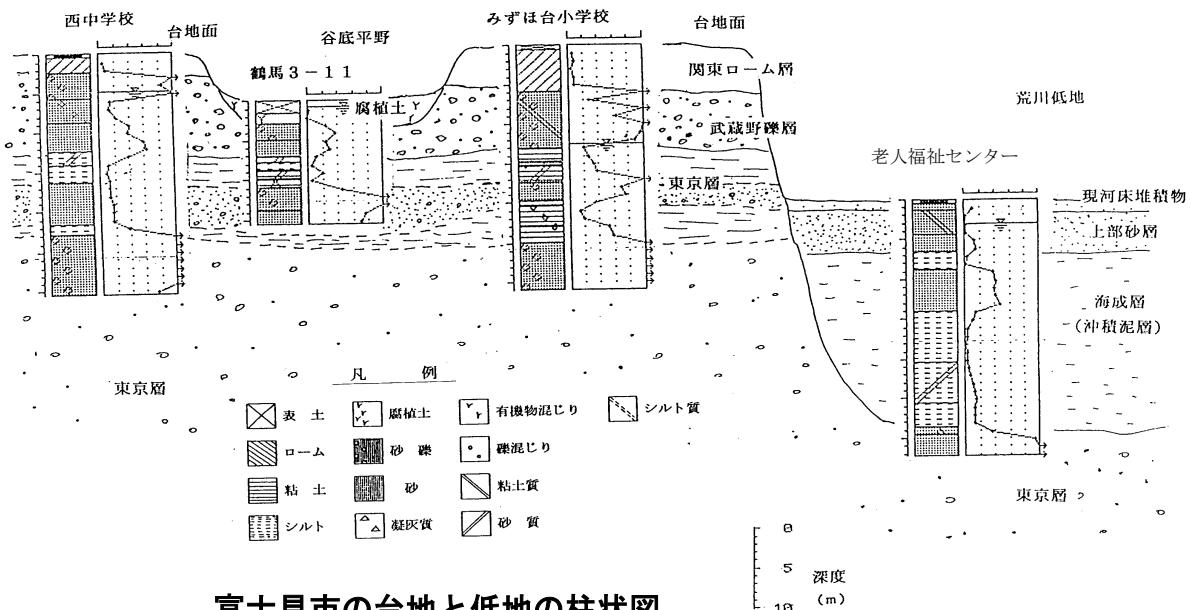
地質をみると、台地は風積の火山灰からなる赤土（ローム）でおおわれている一方、低地の主部は黒泥層が広く分布している。また、低地には氷河期後の海面上昇により約5,500年前に縄文海進とよばれるように海が広がり、台地縁辺部には多くの貝塚等の遺跡が残存している。



新河岸川の舟運



台地縁辺部にある水子貝塚公園



富士見市の台地と低地の柱状図

(平成2年度 防災アセスメント調査による)

### (3) 土地利用

富士見市の土地利用は、昭和22年ごろと現在では著しく変わっている。その様子を空中写真で判読すると、当時は、台地が畑や集落、低地が水田（新河岸川地域・荒川右岸の自然堤防帯に集落）と農業を主とする土地利用であったが、昭和32年の日本住宅公団（現在の独立行政法人都市再生機構）による鶴瀬団地建設をきっかけに台地では畑が、低地や谷底平野では水田や沼等が宅地化され、急激な市街化がすすんだ。

その結果、豪雨時の雨水の浸透や遊水機能が減少し、内水災害が増大し、盛土などの軟弱地盤での地震動の増幅や液状化など地震被害の危険性が高まっている。こうした市街化は、東武東上線沿線を中心に急速かつ無秩序に形成され、同様に柳瀬川沿いの地域でもこうした変貌が著しい。

その後、土地区画整理事業によって秩序ある開発が進められるようになったが、多くの既成市街地は密集した木造住宅や狭隘な道路など、地震や火災、水害などの被害を受けやすい住環境となっており、安全な都市づくりをすすめるための課題は多い。

また、東武東上線が南北に走り、鶴瀬駅、みずほ台駅、ふじみ野駅の3駅の周辺では住宅と商業・業務系建物の混在化、高層化が進んでいる。

## 2 地震履歴

富士見市の地震災害として記録に残るものは、1923年（大正12年）9月1日の関東大震災（M7.9）のみである。この地震では家屋全壊83棟、半壊53棟の被害を出している。しかし、地盤の液状化の記録はない。地割れの様子は一部記録されているものがある。1923年以降では、2011年（平成23年）3月11日の東北地方太平洋沖地震で観測史上、最大規模のマグニチュード（M9.0）を記録し、富士見市においても震度5弱を記録した。この地震によって、大きな被害はなかったものの、帰宅困難者の発生や電力不足等の影響があった。

埼玉県における大きな地震としては、1855年（安政2年）の安政江戸地震（M6.9）、1923年（大正12年）の関東大震災（M7.9）、1931年（昭和6年）の西埼玉地震（M6.9）が挙げられる。

## 3 地震環境

地震は、プレートの地震と、活断層の地震の二種類に大別される。

プレートの地震は、今後、発生間隔が約200～300年とされる関東大震災と同様のマグニチュード8クラスの地震と、それらの地震の間に発生するマグニチュード7クラスの地震の発生が想定されている。このような地震は局地的に大きな被害を与えるものであり、関東大震災後約100年経過していることから切迫性はかなり高まっている。

一方、活断層の地震は、地下の比較的浅いところの岩盤にプレートの移動による歪みがたまり、限度以上になった時にずれが生じて発生する地震である。活断層による地震は震源域が非常に浅いところで発生すると、兵庫県南部地震のように非常に激しい被害をもたらすものである。

## 4 想定される地震の規模及び被害の状況

### (1) 平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査

埼玉県が平成24・25年度に実施した地震被害想定調査では、東京湾北部地震（M7.3）、茨城県南部地震（M7.3）、元禄型関東地震（M8.2）、立川断層帯地震（M7.4）、関東平野北西縁断層帯地震（M8.1）の5つの地震を想定している。それぞれの地震については、埼玉県内の表層地盤のモデルを最新の知見や新しいボーリングデータに基づいて検証（集計単位は250mメッシュ）するとともに、1つの地震の想定（季節・時刻・風速）を6つのケースに分け、様々な状況を予測している。

また、本項に掲出するデータ及び資料等については、欄外に特記がない場合は全て平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査の抜粋である。



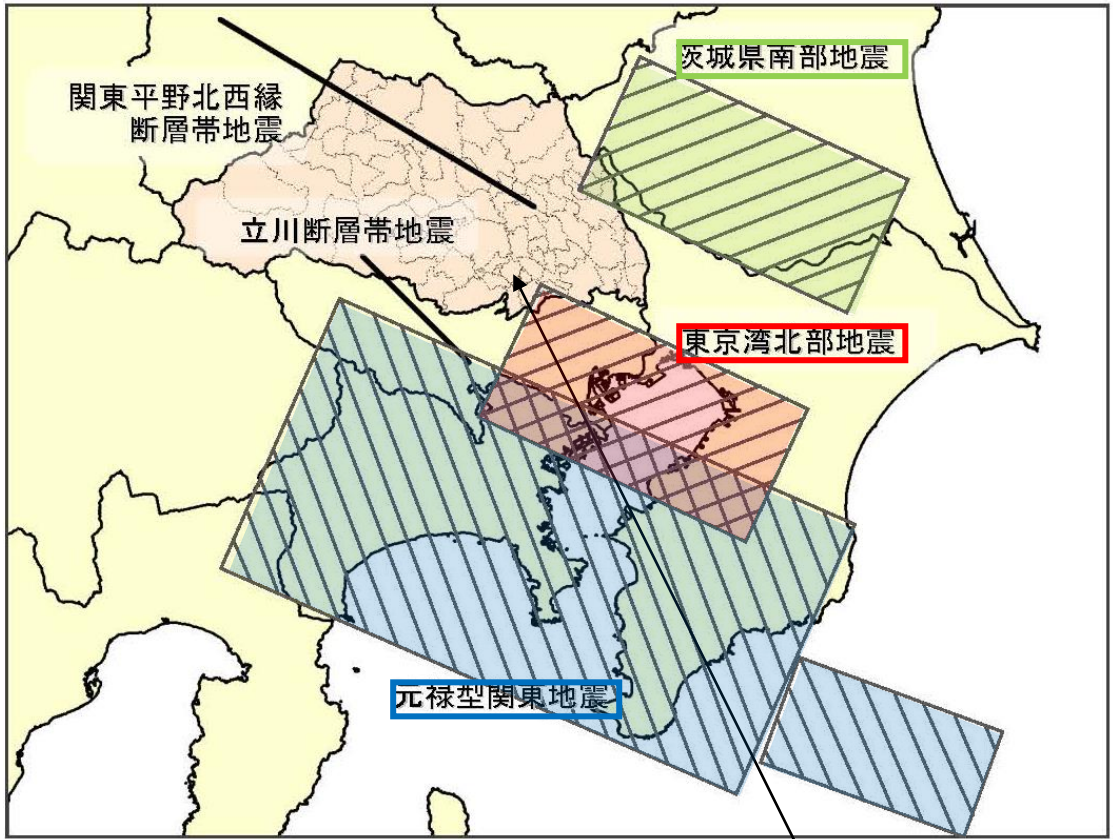


図 2 - 1 想定地震の断層位置図

富士見市



図 2 - 2 断層等の位置図

富士見市

想定地震の震度分布図を以下に示す。

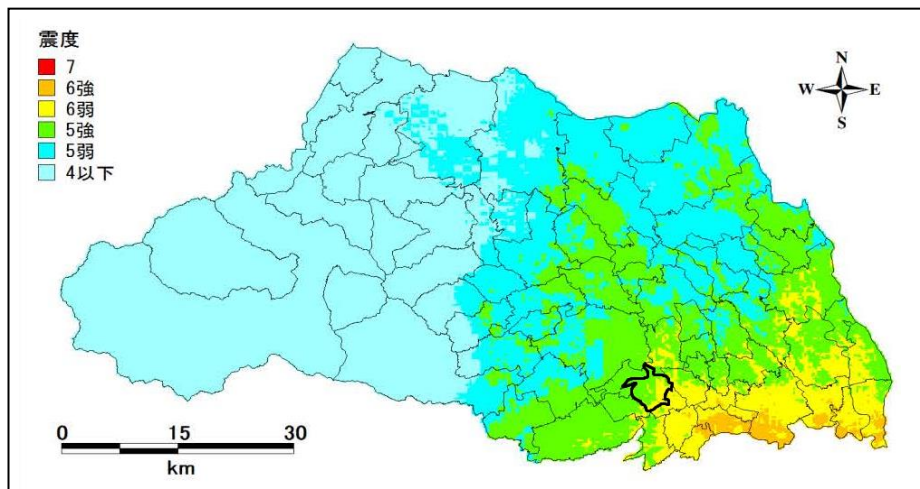


図2-3 震度分布図 東京湾北部地震 (マグニチュード7.3)  
※富士見市内における震度分布の詳細は図2-8参照。

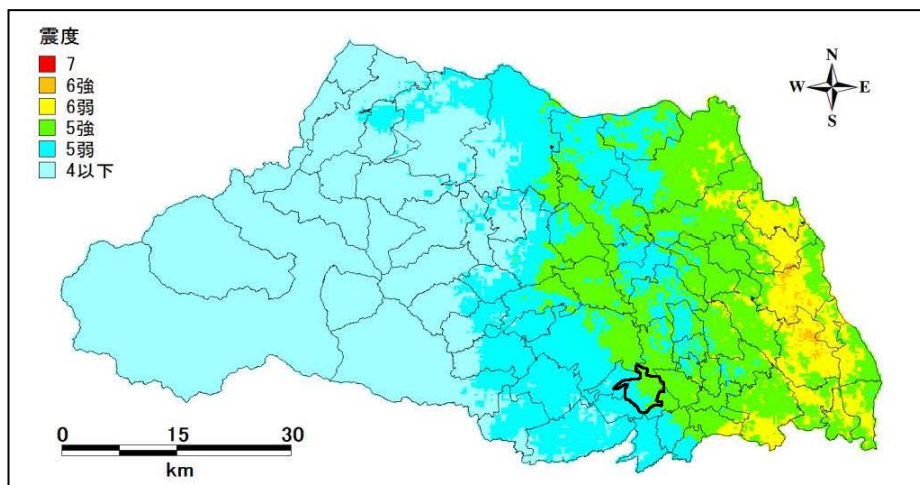


図2-4 震度分布図 茨城県南部地震 (マグニチュード7.3)

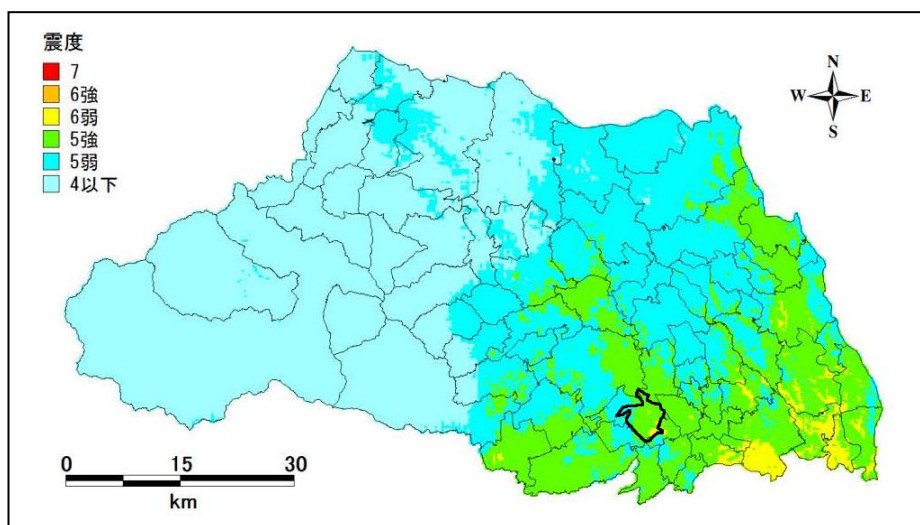


図2-5 震度分布図 元禄型関東地震 (マグニチュード8.2)



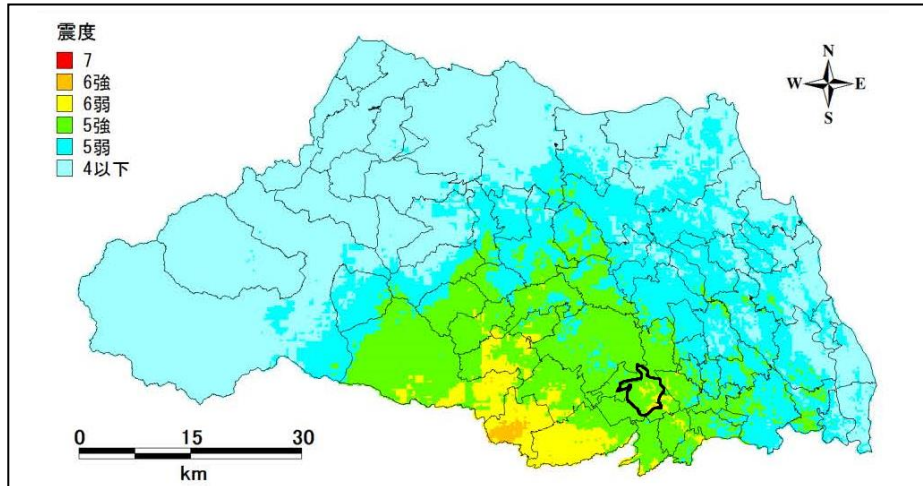


図 2 - 6 震度分布図 立川断層  
(破壊開始点北) による地震 (マグニチュード7.4)

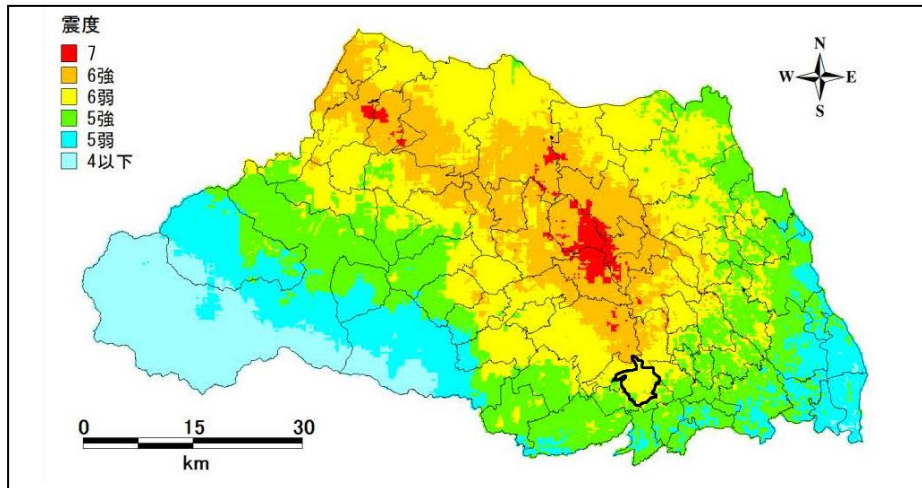


図 2 - 7 震度分布図 関東平野北西縁断層  
(破壊開始点中央) による地震 (マグニチュード8.1)

(2) 富士見市が想定する地震の概要

平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査では、表2-1に示す関東平野北西縁断層（破壊開始点中央）地震による被害が一番大きいと考えられるが、本計画において、平成26年3月時点から30年以内に発生する確率が70%と最も高い、東京湾北部地震を想定する。

表2-1 富士見市の被害予測

想定地震	揺れや液状化による被害			
	全壊数（棟）	半壊数（棟）	死者数（人） ※冬夕方 8m/s	1週間後 避難者数（人）
東京湾北部地震	87	580	2	957
茨城県南部地震	34	65	0	131
元禄型関東地震	27	153	0	172
立川断層による地震	3	90	2	291
関東平野北西縁断層 による地震	166	1,299	8	995

液状化による危険区域は、一般的には谷底平野や旧河道部分で砂層が存置しN値<sup>2)</sup>も低い（地盤が軟らかい）箇所であるとされているので、富士見市では荒川と新河岸川、柳瀬川沿いの低地部において液状化の危険性があると考えられる。

<sup>2)</sup> N値とは、標準貫入試験（JIS A 1219）によって求められる地盤の強度等を求める試験結果（数値）である。標準貫入試験値とも言う。

その定義は『質量 63.5±0.5kg のドライブハンマーを 76±1cm 自由落下させて、ボーリングロッド頭部に取り付けたノッキングブロックを打撃し、ボーリングロッド先端に取り付けた標準貫入試験用サンプラーを地盤に 30cm 打ち込むのに要する打撃回数』である。

N値は、地盤の硬さや締まりの程度を評価に用いたり、基礎や地盤反力等の設計に必要な地盤定数（土質定数）の推定に利用する。

(3) 「東京湾北部地震」の予測

①震度の予測

震度の予測結果は、市内の一部（水谷中学校付近）で震度6強となった。その他は、約36%が震度6弱、約64%が震度5強となっている。

表2-2 震度分布

震度	震度階	割合	メッシュ数 (250m)	主な地域
震度6強	6.0~6.4	0.3%	1	水谷地域の一部
震度6弱	5.5~5.9	35.5%	140	針ヶ谷1丁目・2丁目 水谷地域の一部 水谷東1丁目~3丁目 南畑地域の一部 市役所周辺
震度5強	5.0~5.4	64.2%	253	ほぼ全域

【気象庁震度階級震度6強】  
多くの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。耐震性の低い住宅では倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも壁や柱がかなり破損するものがある。耐震性の低い建物では倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁や柱が破壊するものがある。

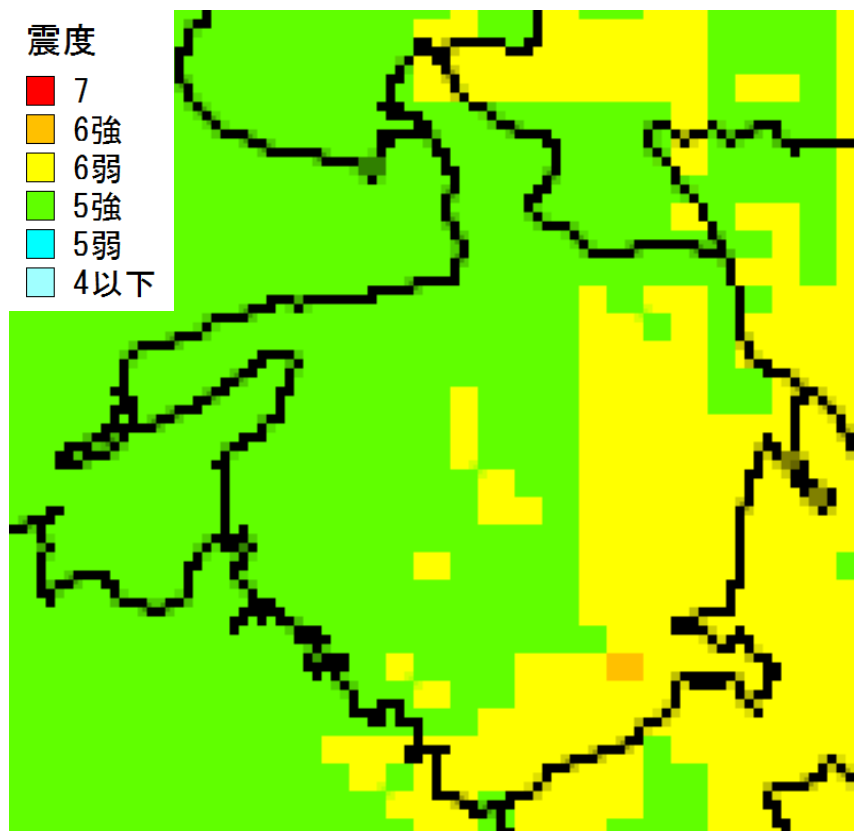


図2-8 富士見市震度分布図 東京湾北部地震

## ②液状化の予測

市域の南西部に広がる台地部に関しては、液状化は“極めて低い”と評価された反面、荒川と新河岸川、柳瀬川沿いの低地部において液状化の危険性があることがわかった。特に、びん沼自然公園から東大久保浄水場の周辺や登戸公園から富士見市運動公園の周辺、本郷中学校周辺、江川と新河岸川が合流する付近、下南畑の国道254号線の周辺は危険度が高くなっている。

表 2-3 液状化危険度

危険度	割合	メッシュ数 (250m)	主な地域
高い	9.9%	39	南畑地域、水谷地域の各一部
やや高い	32.7%	129	南畑全域、みどり野全域に分布
低い	6.9%	27	山室地域、南畑地域、水谷地域の各一部、水谷東2丁目
極めて低い	50.5%	199	南西部の台地部

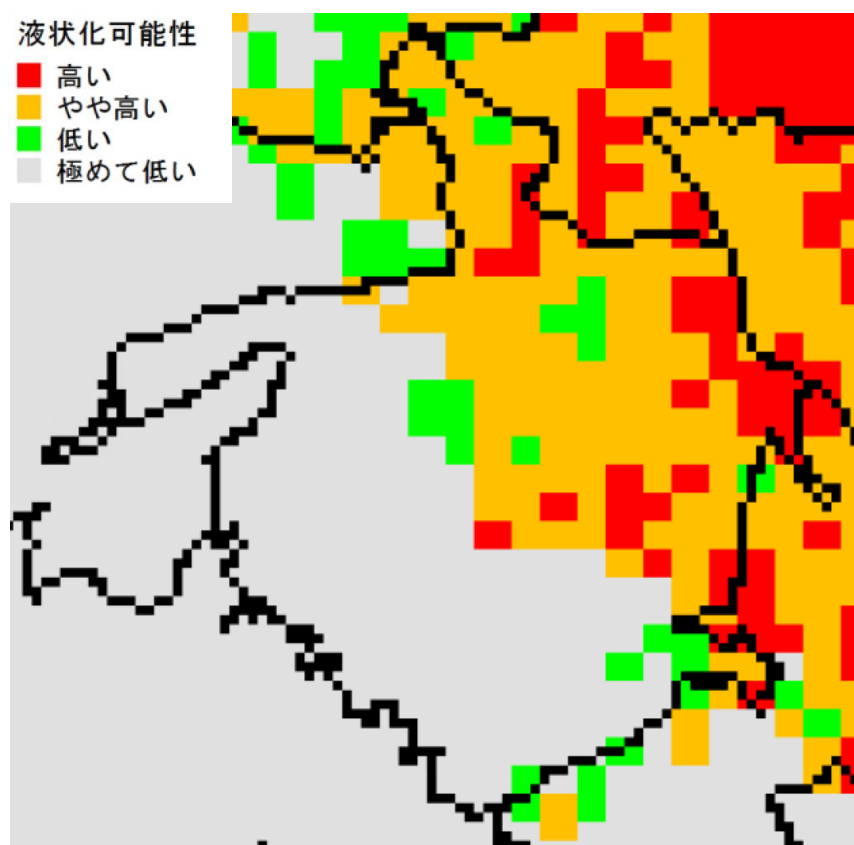


図 2-9 富士見市液状化可能性分布図 東京湾北部地震

### ③建築物の被害予測

建物の被害として、揺れと液状化による木造建物と非木造建物の全壊数、半壊数がある。揺れによる被害は、震度の大きさと建物の構造、建築年代に応じた被害率との関係を用い、液状化による被害は、液状化危険度の大きさから、液状化の被害率を推定した。

市全体においては、揺れによる全壊が34棟、液状化による全壊が53棟、合計87棟となっており、全建物に占める割合は約0.3%、500棟に1棟の割合となっている。

表2-4 木造及び非木造建物の倒壊被害予測

揺れによる全壊棟数	34
揺れによる全壊率(%)	0.10
液状化による全壊棟数	53
液状化による全壊率(%)	0.15
揺れと液状化による全壊棟数	87
揺れと液状化による全壊率(%)	0.25
揺れと液状化による半壊棟数	580
揺れと液状化による半壊率(%)	1.64

表2-5 被害棟数が多いと予測される地域

被害棟数	東京湾北部地震
5棟以上 10棟未満	水谷東2丁目・3丁目
2棟以上 5棟未満	水谷東1丁目

## 5 建築物の耐震化の現状及び目標設定

富士見市における「住宅」及び耐震改修促進法第14条第1号に規定する「多数の者が利用する建築物」の令和7年度の耐震化率の目標は、それぞれ以下に定めるとおりとする。

また、すべての建築物の耐震化を促進することが必要であり、本計画の目標年次である令和7年度以降も引き続き、耐震化を促進することとする。

### (1) 住宅の耐震化の現状及び目標設定

平成15年、平成20年、平成25年及び平成30年に実施された住宅・土地統計調査等を基に推計した住宅の耐震化率の推移は以下のとおりである。

この計画において令和7年度における住宅の目標耐震化率を95%と設定する。

住宅の耐震化率の現状	
71.4%	(平成15年10月1日現在)
80.9%	(平成20年10月1日現在)
87.8%	(平成25年10月1日現在)
91.0%	(平成30年10月1日現在)
92.2%	(令和3年3月31日予測)

住宅の耐震化率の目標	
目標値	95.0% (令和7年度末)

表2-6 住宅の耐震化の現状と目標

	昭和56年5月までの旧耐震基準の住宅			昭和56年6月以降の新耐震基準の住宅	計	耐震化率 (%)
	a	耐震性なし b	耐震性あり c			
平成15年 10月1日現在	11,890	11,642	248	28,780	40,670	71.4%
平成20年 10月1日現在	8,450	8,151	299	34,200	42,650	80.9%
平成25年 10月1日現在	6,335	5,613	722	39,855	46,190	87.8%
平成30年 10月1日現在	5,680	4,310	1,370	42,520	48,200	91.0%
令和3年 3月31日予測	5,185	3,810	1,375	43,670	48,855	92.2%
令和8年 3月31日目標	3,885	2,475	1,410	45,625	49,510	95.0%

※「耐震性あり」の戸数は、住宅・土地統計調査で「耐震工事をした」と答えた戸数（またはその推計戸数）



住宅の耐震改修及び建替えの実績による耐震化の推移は、以下のグラフのとおりであり、令和7年度の目標耐震化率を達成するには、令和3年3月時点より約1,335戸の住宅の耐震化を図ることが必要である。

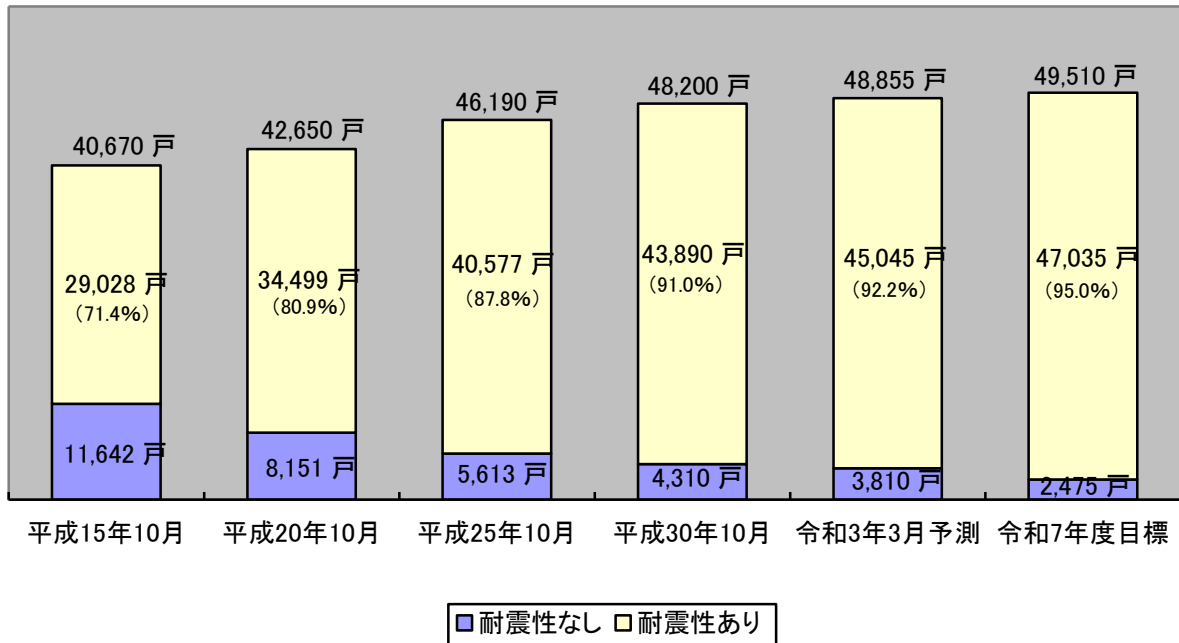


図2-10 耐震化の推移

※「耐震化」とは、現行の耐震基準を満足する建築物とするため、耐震改修や建替えを行っていくこと。

(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状及び目標設定

多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第14条第1号）の用途、規模については、以下の表のとおりである。

表2-7 多数の者が利用する建築物及び要緊急安全確認大規模建築物の詳細

本計画における分類	用途	規模		
		多数の者が利用する建築物	要緊急安全確認大規模建築物	
学校	幼稚園	2階以上かつ500㎡以上	2階以上かつ1,500㎡以上	
	小学校等（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校）	2階以上かつ1,000㎡以上	2階以上かつ3,000㎡以上	
	学校（小学校等以外の学校）		—	
病院・診療所	病院、診療所			
劇場・集会場等	劇場、集会場、観覧場、映画館、演芸場、公会堂			
店舗等	展示場	3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上	
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			
	遊技場			
	公衆浴場			
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
	卸売市場			
ホテル・旅館等	ホテル、旅館		3階以上かつ5,000㎡以上	
賃貸共同住宅等	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿		—	
社会福祉施設等	保育所	2階以上かつ500㎡以上	2階以上かつ1,500㎡以上	
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	2階以上かつ1,000㎡以上	2階以上かつ5,000㎡以上	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
消防庁舎	消防署その他これらに類する公益上必要な建築物			
その他一般庁舎	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物（不特定かつ多数の者が利用するものに限る）	3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上	
その他	体育館（一般の公共の用に供されるもの）	1階以上かつ1,000㎡以上	1階以上かつ5,000㎡以上	
	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上	
	博物館、美術館、図書館			
	理髪店、質店、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
	事務所			
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）			
	一定以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）			—

①多数の者が利用する建築物

富士見市の多数の者が利用する建築物の耐震化率の現状は94%である。  
耐震化の目標は、建築物によって役割や現状の耐震化率等に違いはあるが、  
おおむね解消を目標に定める。

表2-8 多数の者が利用する建築物（市有建築物+民間建築物）の耐震化の現状  
（令和元年度末時点）

有建築物 及び民間建築物	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物			昭和56年6 月以降の新 耐震基準の 建築物	計	現状 耐震化率 (%)	目標 耐震化率 (%)			
	a	耐震性なし	耐震性あり					d	e(=a+d)	f(=(c+d)/e)
		b	c							
学校	12	0	12	14	26	100%	⇒ 100%			
病院・診療所	0	0	0	7	7	100%	⇒ 100%			
劇場・集会場等	1	0	1	5	6	100%	⇒ 100%			
店舗	2	2	0	10	12	83%	⇒ おおむね解消			
ホテル・旅館等	1	1	0	1	2	50%	⇒ おおむね解消			
賃貸住宅等	10	9	1	150	160	94%	⇒ おおむね解消			
社会福祉施設等	3	1	2	29	32	97%	⇒ おおむね解消			
消防庁舎	0	0	0	1	1	100%	⇒ 100%			
その他一般庁舎	0	0	0	1	1	100%	⇒ 100%			
その他	3	3	0	20	23	87%	⇒ おおむね解消			
計	32	16	16	238	270	94%	⇒ おおむね解消			

(単位:棟)

市有建築物：学校は教育政策課それ以外の建築物は営繕課に確認  
民間建築物：家屋台帳及び建築計画概要書を確認

- ※「学校」とは、小学校、中学校、特別支援学校、屋内運動場（学校の用に供されるもの）、幼稚園など
- ※「劇場・集会場等」とは、劇場、公民館、コミュニティセンターなど
- ※「店舗」とは、店舗、遊技場など
- ※「ホテル・旅館等」とは、ホテル、旅館及び宿泊施設など
- ※「賃貸住宅等」とは、賃貸住宅（共同住宅）、寄宿舍、下宿など
- ※「社会福祉施設等」とは、老人ホーム、老人福祉センター、ケアセンター、知的障害者入所更正施設、保育所など
- ※「その他一般庁舎」とは、市役所など
- ※「その他」とは、図書館、事務所、運動施設、自転車駐車場、工場など
- ※旧耐震基準の建築物のうち耐震診断を行っていない建築物は「耐震性なし」とした。

①-1 多数の者が利用する建築物のうち、市有建築物

市有建築物は、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも耐震性の確保が求められる。

耐震改修促進法第14条第1号に該当する市有建築物の耐震化率の現状は100%であり、耐震化が完了している。

表2-9 多数の者が利用する建築物（市有建築物）耐震化の現状

（令和元年度末時点）

市有建築物	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物			昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	計	現状耐震化率(%)
	a	耐震性なし	耐震性あり			
		b	c			
学校	12	0	12	6	18	100%
病院・診療所	0	0	0	0	0	—
劇場・集会場等	1	0	1	5	6	100%
店舗	0	0	0	0	0	—
ホテル・旅館等	0	0	0	0	0	—
賃貸住宅等	0	0	0	0	0	—
社会福祉施設等	2	0	2	2	4	100%
消防庁舎	0	0	0	1	1	100%
その他一般庁舎	0	0	0	1	1	100%
その他	0	0	0	4	4	100%
計	15	0	15	19	34	100%

（単位：棟）

①-2 多数の者が利用する建築物のうち、民間建築物

耐震改修促進法第14条第1号に該当する民間建築物の耐震化率の現状は93%であり、令和7年度における目標耐震化率はおおむね解消とする。

表2-10 多数の者が利用する建築物（民間建築物）耐震化の現状と目標

（令和元年度末時点）

民間建築物	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物			昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	計	現状耐震化率 (%)	目標耐震化率 (%)
	耐震性なし	耐震性あり	計				
学校	0	0	0	8	8	100%	⇒ 100%
病院・診療所	0	0	0	7	7	100%	⇒ 100%
劇場・集会場等	0	0	0	0	0	—	⇒ —
店舗	2	2	0	10	12	83%	⇒ おおむね解消
ホテル・旅館等	1	1	0	1	2	50%	⇒ おおむね解消
賃貸住宅等	10	9	1	150	160	94%	⇒ おおむね解消
社会福祉施設等	1	1	0	27	28	96%	⇒ おおむね解消
消防庁舎	0	0	0	0	0	—	⇒ —
その他一般庁舎	0	0	0	0	0	—	⇒ —
その他	3	3	0	16	19	84%	⇒ おおむね解消
計	17	16	1	219	236	93%	⇒ おおむね解消

（単位：棟）

②要緊急安全確認大規模建築物

要緊急安全確認大規模建築物に該当する建築物として、市有建築物の12校の小中学校が該当している。そのすべてについて耐震診断が実施され、改修の必要な建築物は改修工事を実施済みである。なお、民間建築物の該当する建築物はない。要緊急安全確認大規模建築物の耐震化は完了しているため目標は定めない。

(3) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（耐震改修促進法第14条第2号）

国の方針及び県耐震改修促進計画においては、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物に対する具体的な耐震化率の目標を定めていないが、これらの建築物についても、倒壊等によって火災等を誘発する危険性が高いことから、耐震化の促進に努めることとする。

表2-11 耐震改修促進法第14条第2号に規定する特定建築物

	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物	昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率(%)
	a	b	c (= a+b)	d (=b/c)
危険物の貯蔵等 (ガソリンスタンド除く)	3	9	12	75%

(単位:棟)

表2-12 耐震改修促進法第14条第2号に定める危険物の種類と数量一覧表

危険物の種類	危険物の数量
① 火薬類	
イ 火薬	10t
ロ 爆薬	5t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50万個
ニ 銃用雷管	500万個
ホ 信号雷管	50万個
ヘ 実包	5万個
ト 空包	5万個
チ 新管及び火管	5万個
リ 導爆線	500km
ヌ 導火線	500km
ル 電気導火線	5万個
ヲ 信号炎及び信号火箭	2t
ワ 煙火	2t
カ その他の火薬を使用した火工品	10t
その他の爆薬を使用した火工品	5t
② 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第3の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類30t 可燃性液体類20m <sup>3</sup>
④ マッチ	300マッチトン(※)
⑤ 可燃性のガス(⑥及び⑦を除く)	2万m <sup>3</sup>
⑥ 圧縮ガス	20万m <sup>3</sup>
⑦ 液化ガス	2,000t
⑧ 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る)	毒物20t 劇物200t

(※)マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で7,200個、約120kg。

- 参考法規
- ・ 消防法第2条第7項
  - ・ 危険物の規制に関する政令別表第3
  - ・ 危険物の規制に関する政令別表第4備考6号
  - ・ 毒物及び劇物取締法第2条第1項
  - ・ 毒物及び劇物取締法第2条第2項

(4) 通行障害建築物（耐震改修促進法第14条第3号）

埼玉県地域防災計画に定められた第一次特定緊急輸送道路及び第一次及び第二次緊急輸送道路については、災害時の拠点施設を連絡するほか、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、地震発生時に通行を確保すべき道路として指定している。これらの道路に敷地が接する通行障害建築物については、耐震化率の目標は定められていないが、耐震化の促進に努めることとする。

表 2-13 緊急輸送道路

種別	区分	延長
第一次特定緊急輸送道路	① 国道 254 号	約 2.8Km
	② 国道 463 号	約 0.1Km
	③ 国道 254 号バイパス	約 3.9Km
第一次緊急輸送道路	④ 国道 254 号	約 0.1Km
第二次緊急輸送道路	⑤ 県道ふじみ野朝霞線	約 0.3km
	⑥ 県道三芳富士見線	約 2.0km

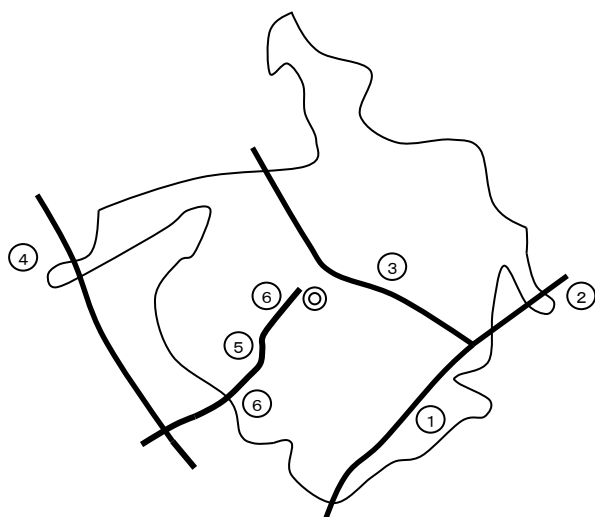


図 2-11 緊急輸送道路図

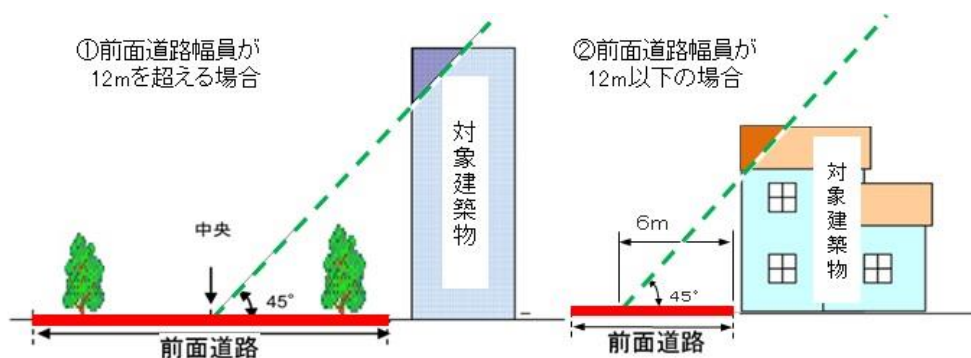


図 2-12 耐震改修促進法第14条第3号に規定する通行障害建築物

## 6 住宅の簡易耐震診断等

### (1) 簡易耐震診断

富士見市では、平成17年度から市内の木造住宅を対象に簡易耐震診断を開始し、平成18年度からは各町会に働きかけをし、(社)埼玉建築士会の協力を得て、出前の簡易耐震診断・耐震改修相談会(無料)を実施している。

平成17年度から令和元年度の15年間で計374戸の診断を行った。

診断方法は地盤や老朽度等を聞き取り、建物の形・壁の配置、筋交い・壁の割合等を(財)日本建築防災協会の耐震チェックプログラム又は一般診断法による診断プログラムによって算出し、その積を評価とした。1.5以上は安全「A」、1.0以上1.5未満を概ね安全「B」、0.7以上1.0未満をやや危険「C」、0.7未満を危険「D」とした。

以下の表及びグラフは、簡易耐震診断を実施した計374戸の住宅の診断結果を、建築年順に診断結果を取りまとめたものである。

なお、簡易耐震診断は、市職員や建築士による現地調査は行わず、机上による診断の結果をまとめたものである。

表2-14 建築年順集計表

(単位：戸)

	A:1.5 以上	B:1.0~1.5	C:0.7~1.0	D:0.7 未満	計
昭和27年~昭和45年	0	4	37	38	79
昭和46年~昭和56年	0	13	63	69	145
昭和57年~平成12年	17	65	39	18	139
平成13年以降	5	6	0	0	11
計	22	88	139	125	374



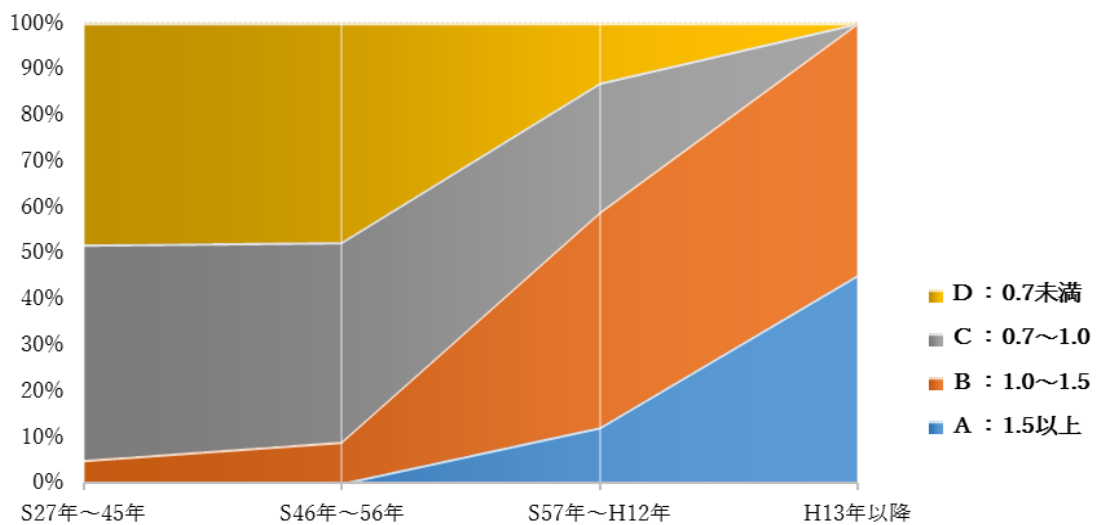
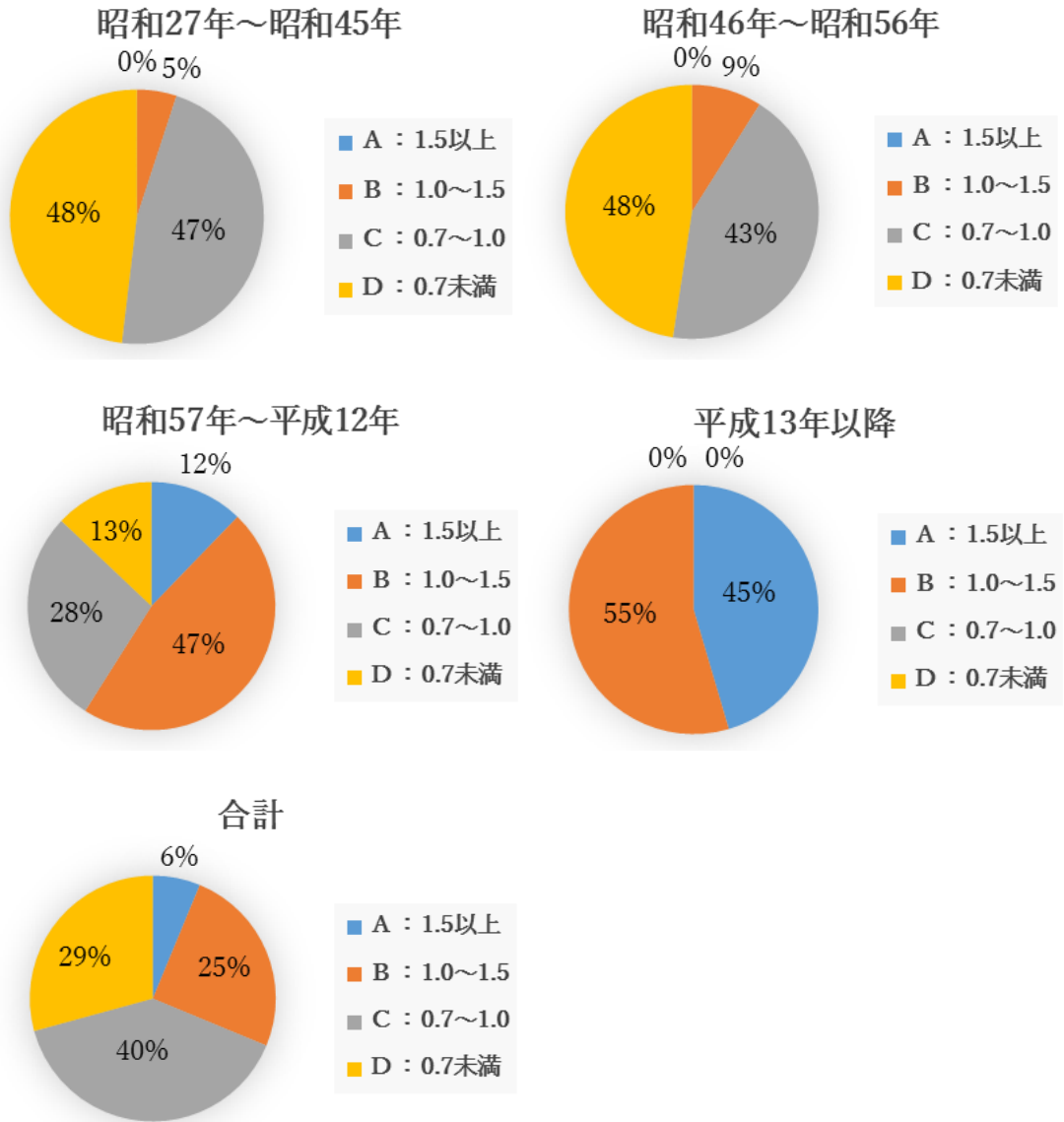


図 2 - 1 3 耐震評価の建築年代別の割合

診断結果を建築年代順に整理すると、昭和27年から昭和45年の住宅は危険（48%）とやや危険（47%）で全体の95%を占め、昭和46年から昭和56年の住宅では、危険（48%）とやや危険（43%）が全体の大部分を占め、旧耐震基準で造られた住宅の耐震性は明らかに劣る結果となった。

新耐震基準になった昭和57年から平成12年までは危険（13%）とやや危険（28%）が41%に減少し、概ね安全（47%）と安全（12%）が59%に増加した。平成13年以降の診断は、安全（45%）と概ね安全（55%）で100%になり、耐震性に優れている結果となった。

## (2) 市民の意識

住宅の耐震に関する市民の意識や関心などを確認するために、平成20年度から令和元年度の簡易耐震診断を受けた方を対象に以下の5つの質問のアンケート調査を行った。

- 1・耐震診断を実施した方の年齢
- 2・耐震診断を実施した理由
- 3・診断結果
- 4・耐震補強を行うか
- 5・耐震住宅にすることが難しい理由

下記のグラフは、アンケート調査の結果を取りまとめたものである。

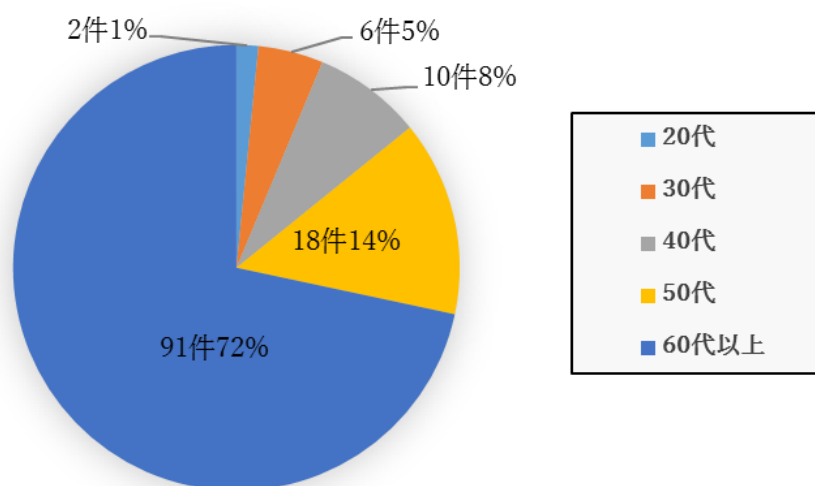


図2-14 耐震診断を実施した方の年齢

耐震診断を実施した方の年齢は、「60代以上」が91件（72%）で大半を占めており、若年より高齢の方のほうが住宅の耐震に関心や興味があることがわかる。

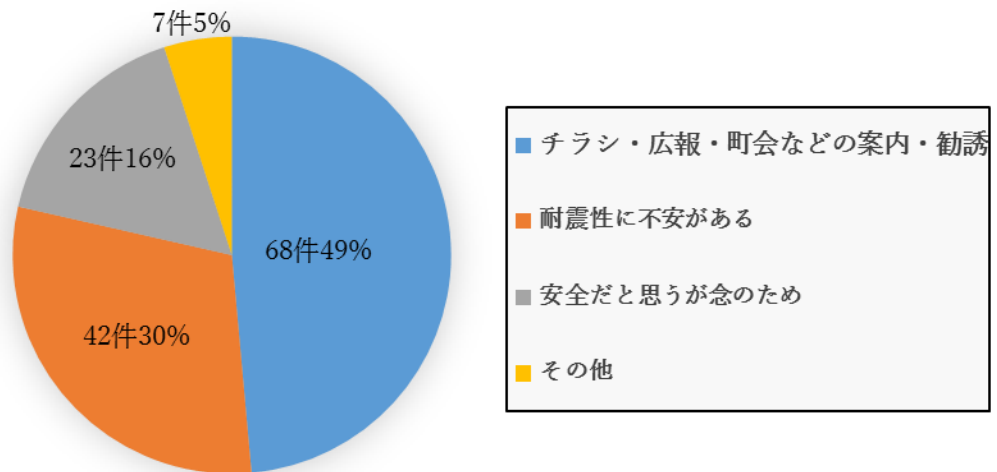


図 2 - 1 5 耐震診断を実施した理由

実施理由としては、「チラシ・広報・町会などの案内・勧誘」によるものが 68 件（49%）に対して、「耐震性に不安がある」42 件（30%）と「安全だと思いが念のため」23 件（16%）の合計の方が 65 件（46%）と少なく、簡易耐震診断を積極的に利用している状況ではないと思われる。

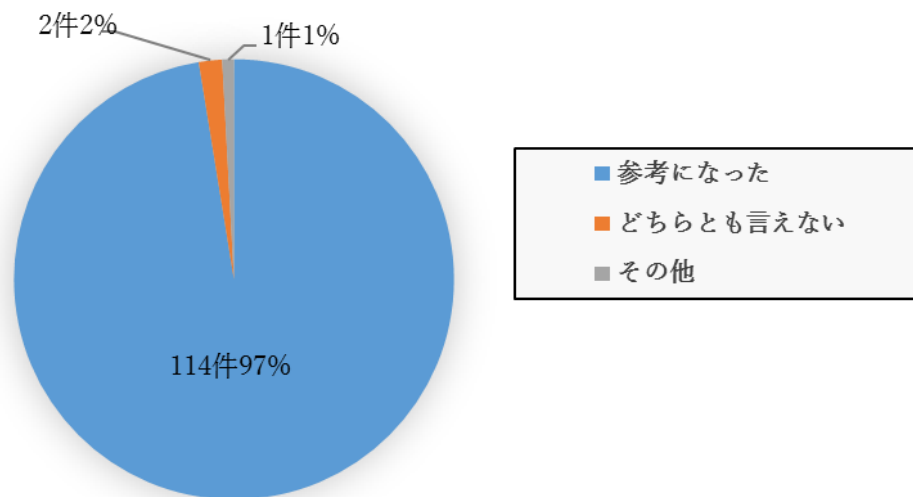


図 2 - 1 6 診断結果

診断結果において、114 件（97%）の方から「参考になった」の回答であり、机上での診断ではあるものの、簡易耐震診断は一定の成果を出している。

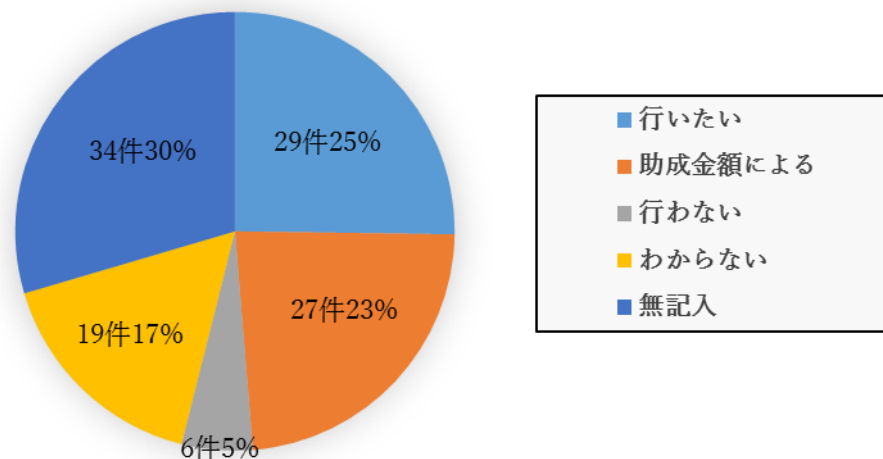


図 2 - 1 7 耐震補強を行うか

診断判定が危険の「D」とやや危険の「C」の方に、耐震補強を検討する際に国や市などの公的な助成制度があれば耐震補強を行うかを質問に対し、「行いたい」が29件（25%）、「助成金額による」が27件（23%）となり、合計56件（48%）が耐震補強の必要性を身近に感じている。一方「わからない」19件（17%）と「無記入」34件（30%）が合計で53件（47%）もいることから、今まで以上の啓発活動が必要である。

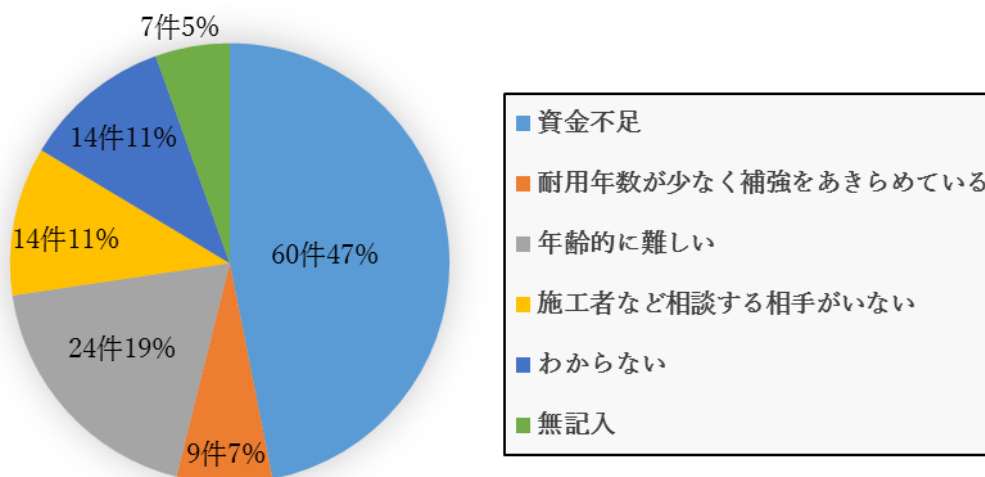


図 2 - 1 8 耐震住宅にすることが難しい理由

「資金不足」60件（47%）と「年齢的に難しい」24件（19%）の合計84件（66%）には除却等を含め更なる補助制度の検討が必要と考えられる。

また、「施工者など相談する相手がない」の14件（11%）と「わからない」の14件（11%）の合計28件（22%）の結果から、相談窓口の活用について、積極的に情報発信していくことが必要と考えられる。

## 第3章 建築物の耐震化に向けた取組方針と施策

### 1 建築物の耐震化に向けた取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、その所有者が震災対策を自らの問題として認識し、自らの責任において取り組むことが不可欠である。

そこで、富士見市は埼玉県と連携しながら、所有者の耐震化に対する意識啓発と耐震化を実施する際に要する費用などの負担軽減の施策に取り組む。

### 2 建築物の耐震化を促進するための施策

#### (1)住宅の耐震化の促進に関する施策

住宅の多くは、個人が所有する財産であり、自らの身の安全は自らが守るという防災の基本を深く認識し、日頃から地震に関する備えを心がける必要がある。

また、家族の安全と財産を守るには、何よりも所有者自身の努力が大切であることを認識してもらうとともに、建築物の耐震性に係る市民意識の更なる向上を図るために、積極的に情報提供を進めていくこととする。

#### ①耐震診断及び耐震改修に対する補助

戸建て住宅、兼用住宅、分譲マンション等の住宅（多数の者が利用する建築物を除く）の耐震化を促進するため、制度を実施し、所有者の費用負担の軽減を図る。

#### ②無料簡易耐震診断

2階建て以下の市内木造住宅のうち、昭和56年5月31日以前の耐震基準による建築物を中心に、富士見市で行政による無料簡易耐震診断を行い、耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

#### ③相談窓口の設置及び情報提供

一般社団法人埼玉建築士会入間第一支部東部部会の協力のもと、住宅の耐震化に関しての相談窓口を富士見市に設け、情報提供による意識啓発や、住民ニーズの把握を図る。

- ・一般社団法人埼玉建築士会による耐震改修相談（月1回予定）
- ・富士見市の補助制度の周知

#### ④住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

富士見市は、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの取り組みとして、平成29年度から市内全域を対象として、戸建住宅のみならず分譲の共同住宅も含めた住宅を戸別訪問し、建築物所有者への耐震化に関する積極的な普及啓発等を実施している。今後も各年、住宅の耐震化を促進するための取り組み、支援目標を住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに定め、その取り組みの

進捗状況を、把握、検証、公表することで対策を進める。

なお、分譲マンションの耐震化については、所有者の合意が必要となり、管理組合による適正な管理運営が耐震化を進めるうえで重要となる。富士見市は、耐震化の必要性について、管理組合への周知啓発及び管理組合の把握に努める。

#### ⑤リーフレットの配布等による啓発

富士見市は、埼玉県が作成する「戸建住宅震災対策啓発リーフレット」を配布し、戸建住宅の耐震改修、家具の転倒対策、ブロック塀等の安全対策及び耐震シェルターの設置を啓発する。また、埼玉県が開催するセミナー・講習会などを周知する。

### (2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進に関する施策

多数の者が利用する建築物の耐震化の促進については、住宅と同様、所有者等への意識啓発や費用負担軽減が重要である。

これらの建築物は日常生活において多くの市民が利活用していることから、地震発災時に建物の損壊等があれば、大きな被害が発生することが予想される。

富士見市は埼玉県に協力し必要な情報提供を行うとともに、埼玉県が実施する支援の周知を行う。

#### ①埼玉県の補助制度の周知

多数の者が利用する建築物（民間建築物）の耐震化を促進するため、埼玉県が実施する補助制度を周知し、所有者の費用負担の軽減を図るように努める。

#### ②埼玉県の耐震サポーター登録制度の周知

埼玉県は、建築物の所有者等の耐震化に関する疑問や不安等を解消するための相談窓口の一つとして、県内の建築士事務所や施工業者を「耐震サポーター」として登録する制度を設け、耐震サポーターの名簿を作成、公表をしている。

富士見市は、建物所有者等が耐震化について相談先を探す際に、埼玉県が作成した名簿を活用できるよう周知に努める。

#### ③金融機関による融資

富士見市は埼玉県と連携して、県内3金融機関で設けている、耐震診断や耐震改修の実施にあたり通常よりも低い利率で融資を受けることができる制度や、独立行政法人住宅金融支援機構の耐震改修やリフォームに関する融資制度の周知に努める。

#### ④埼玉県の相談窓口の周知及び情報提供

多数の者が利用する建築物（民間建築物）の耐震化に関しての埼玉県の相談窓口を案内し、建物所有者の疑問点を解消するなど、建築物の耐震化を促進する。

### ⑤計画認定制度の案内

耐震改修促進法第17条の規定に基づき、建築物の耐震改修を実施しようとする者から、容積率、建蔽率の特例措置の計画認定の相談があった場合は、埼玉県の所管部署を案内し認定制度の活用を協力する。

### ⑥耐震認定マーク表示制度の案内

耐震改修促進法第22条の規定に基づき、耐震認定マークを表示するための建築物の地震に対する安全性に係る認定の相談があった場合は、埼玉県を案内し認定の活用を協力する。

## (3)緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化の促進に関する施策

震災時の救命活動や物資輸送を行う際の重要な役割を担う緊急輸送道路の機能確保のため、倒壊によって緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物の耐震化に取り組む。富士見市は埼玉県に協力し、必要な情報提供を行う。

### ①埼玉県の補助制度の周知

緊急輸送道路沿道の耐震化を促進するため、埼玉県が実施する補助制度を周知し、所有者の費用負担の軽減を図るように努める。

### ②耐震診断を義務付ける路線

令和元年7月に、埼玉県建築物耐震改修促進計画が改定され、耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき、耐震診断を義務付ける路線の指定や義務付け路線を閉塞するおそれのある建築物（要安全確認計画記載建築物）の耐震診断結果の報告期限が定められた。なお、市内に該当する路線はない。



図3 耐震診断を義務付ける路線

### ③富士見市復旧優先道路に係る建築物の耐震化促進

富士見市地域防災計画に定めている復旧優先道路は、地震発生時に多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施に必要な道路である。

富士見市は、富士見市復旧優先道路と避難所に面している敷地の建築物の倒壊によって道路の機能や円滑な避難が妨げられないよう建築物の耐震化の促進に努める。

※参照：資料1 緊急輸送道路及び復旧優先道路一覧

資料2 富士見市指定避難所一覧

## (4) その他の安全対策

### ①ブロック塀等の倒壊対策に係る補助

地震等によるブロック塀等の倒壊事故を未然に防止し、通行人の安全の確保を図るため、避難路に面する倒壊の危険があるブロック塀等の撤去促進に取り組む。

撤去を促進するために、撤去に対する補助を実施し、所有者の費用負担の軽減を図る。なお、対象とする避難路は、建築基準法第42条に規定する道路と通学路とする。

### ②窓ガラス、外壁等の落下防止及び天井の脱落防止対策の普及啓発

地震時の建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下、並びに天井材等の非構造部材の脱落による危険を防止するため、建築物の所有者（管理者）に対し、落下防止対策の普及啓発を行う。

### ③新耐震基準の木造住宅への対応の検討

平成28年4月に発生した熊本地震においては、新耐震基準の住宅のうち、平成12年5月31日以前に建築されたものについても、倒壊等の被害が確認された。

このことから、必要に応じて新耐震基準以降の既存耐震不適格建築物への地震対策について検討を進める。

### ④地震ハザードマップの活用

富士見市の地震ハザードマップは、埼玉県の「震災予防のまちづくりマップ」を参考に、建築物の建築年数、耐震改修の有無やブロック塀の状況などを考慮して作成された。

発生のおそれのある地震の概要と地震による地盤の揺れやすさ及び地盤の液状化（埼玉県資料による）、建物の倒壊の危険性（建築年による）を地震ハザードマップに記載することで、建築物の所有者等、市民の地震に対する備えの意識啓発を図る。

### ⑤設備機器・家具等の固定・転倒防止策の推進

建築物等の耐震化に際しては、地震により構造体が損壊しない場合でも、付帯する電気設備、空調・衛生設備、情報機器等や家具などが損壊、転倒することで、



人的な被害が発生するおそれがある。また、施設が使用不能若しくは機能が著しく低下する場合がある。そこで、これらの機器や家具等の固定化の普及啓発を図る。

また、富士見市危機管理課では、家具転倒防止器具や感震ブレーカーを自身では取り付けることができない世帯に対し、取付けの支援を行うことで、震災による家具の転倒の防止を図っている。

#### ⑥地震保険の情報提供

大規模な地震災害発生後の速やかな復旧のために、地震保険の活用は有効な手段である。令和元年度の地震保険の加入率は、全国平均で約33.1%、埼玉県の加入率が約32.7%となっている。

地震後の生活の再建に役立つ地震保険の周知に努める。

#### ⑦旧耐震基準空家の除却促進

建築物は、居住又は使用されないことにより急速に老朽化が進むおそれがあり、使用予定のない老朽化した空家は、倒壊や建築材の飛散等防災上危険となるおそれがあるため、空家を除却することで新たな土地活用を行うことが求められる。

特に、建築から40年程度経過している旧耐震基準の空家については、防災上危険となるおそれが高いと考えられるため、除却工事に対する補助を行うことで除却を促進する。

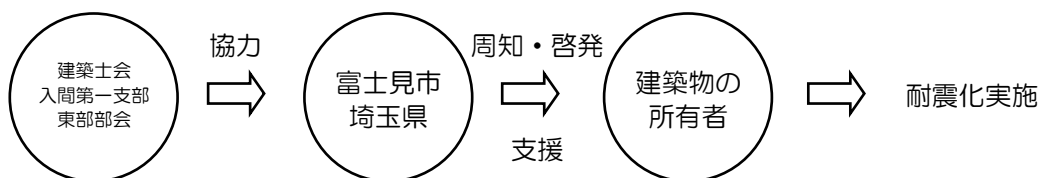
## 第4章 計画を推進するための体制

### 1 計画を推進するための役割分担

この計画を推進するための役割分担は、以下の表のとおりである。

対象建築物	取組主体
住宅（3階以上かつ1,000㎡以上の賃貸共同住宅等を除く）	富士見市
多数の者が利用する建築物	埼玉県

なお、耐震改修促進法の規定により、富士見市の所管する建築物は、建築基準法第6条第1項第四号に掲げる建築物となる。規模の大きい建築物に係る法律に基づく行為については埼玉県が主体となるため、富士見市は必要な協力を実施する。



### 2 関係団体等による協議会の活用

富士見市は、県、市町村及び建築関連団体で構成される「彩の国既存建築物地震対策協議会」を活用し、会員相互の綿密な連携の下に住宅及び建築物の耐震化の促進を図るものとする。

彩の国既存建築物地震対策協議会は、埼玉県内に所在する現行の耐震設計基準に適合しない建築物に関する耐震性の向上等の地震前の対策と、被災建築物応急危険度判定等の地震後の対策に関し、各種情報交換や調査研究等を行っている。

彩の国既存建築物地震対策協議会会員名簿

会員数 75 (令和2年4月時点)

県	埼玉県
市町村	63市町村
建築関係団体	11団体(順不同)
一般社団法人埼玉建築士会 一般社団法人埼玉県建築士事務所協会 一般財団法人埼玉県建築安全協会 一般社団法人埼玉建築設計監理協会 一般社団法人埼玉県建設業協会 一般社団法人日本建築構造技術者協会 関東甲信越支部 埼玉サテライト (JSCA 埼玉) 財団法人埼玉県住宅センター 埼玉土建一般労働組合 建設埼玉 埼玉県住まいづくり協議会 一般財団法人さいたま住宅検査センター	

# 資 料

## 資料1 緊急輸送道路及び復旧優先道路一覧

### 1 緊急輸送道路 (P21 掲載)

### 2 富士見市復旧優先道路

No.	路線名	幅員 (m)	距離 (m)
1	市道 5101, 5102 号線	7.57~15.93	2104.83
2	市道 5104 号線	6.71~14.58	1779.78
3	市道 5106 号線	7.31~12.98	1370.41
4	市道 5203 号線	5.65~9.48	601.82
5	市道 5107, 2931 号線	3.05~10.00	1023.58
6	市道 5109 号線	3.05~8.00	1174.60
7	市道 5110 号線	3.60~15.50	1161.97
8	市道 5209 号線	3.57~5.41	526.74
9	市道 5210 号線	5.29~14.16	449.19
10	市道 5112, 5111 号線	5.68~19.00	2180.34
11	市道 5113 号線	5.55~9.33	1375.31
12	市道 5114 号線	7.38~11.64	978.28
13	市道 0037 号線	3.06~8.04	913.41
14	市道 5115 号線	5.78~9.68	846.77
15	市道 5116 号線	7.65~10.00	793.90
16	市道 5130 号線	16.00	756.83
17	市道 5223 号線	11.22~15.38	515.02
18	市道 0904 号線	12.00	827.19
19	市道 0992 号線	2.88~4.79	223.31
20	市道 1014-2 号線	5.05~7.00	58.96
21	市道 5135 号線	6.55~7.05	485.87
22	市道 5136 号線	7.10~10.13	491.33
23	市道 1341 号線	4.80~6.00	176.01
24	市道 2407 号線	4.93~5.20	93.72
25	市道 5137 号線	9.22~19.87	1384.56
26	市道 2933 号線	5.02~8.44	150.78
27	市道 2976 号線	7.11~8.82	214.82
28	市道 5126 号線	7.00~25.01	709.63
29	市道 5125 号線	7.30~13.61	673.27
30	市道 5124 号線	15.99~17.50	569.37
31	市道 5103 号線	6.54~10.15	102.67
32	市道 72 号線	4.50~10.17	1613.62
33	市道 5222 号線	7.00~7.71	121.59
34	県道川越・新座線	9.10~17.00	5103.00
35	県道ふじみ野・朝霞線	7.10~14.00	5775.00
36	県道三芳・富士見線	6.60~29.40	2789.00

資料2 富士見市指定避難所一覧

番号	施設名	所在地	電話番号
1	鶴瀬小学校	羽沢 2-1-1	049-251-0144
2	水谷小学校	水谷 1-13-3	049-251-1130
3	南畑小学校	上南畑 1280	049-251-1139
4	関沢小学校	関沢 3-24-1	049-252-2886
5	勝瀬小学校	勝瀬 674	049-262-1065
6	水谷東小学校	水子 3614	049-252-3850
7	諏訪小学校	鶴馬 1932-1	049-253-1451
8	みずほ台小学校	東みずほ台 3-21	049-253-2981
9	針ヶ谷小学校	針ヶ谷 2-38-1	049-253-4482
10	ふじみ野小学校	ふじみ野東 4-4-1	049-267-2312
11	つるせ台小学校	鶴瀬西 2-9-1	049-251-2112
12	富士見台中学校	諏訪 2-8-1	049-251-0473
13	本郷中学校	水子 539	049-252-2889
14	東中学校	上南畑 980	049-253-1555
15	西中学校	西みずほ台 3-14-6	049-252-4145
16	勝瀬中学校	勝瀬 400-1	049-266-2503
17	水谷中学校	水子 3117	049-254-5335
18	鶴瀬コミュニティセンター (鶴瀬公民館)	羽沢 3-23-10	049-251-1140
19	勤労文化会館 (南畑公民館)	上南畑 306-1	049-251-5663
20	水谷公民館	水谷 1-13-6	049-251-1129
21	水谷東公民館	水谷東 2-12-10	048-473-8717
22	関沢児童館	西みずほ台 1-7	049-251-9786
23	鶴瀬西交流センター	鶴馬 3575-1	049-251-2791
24	ふじみ野交流センター	ふじみ野東 3-7-1	049-261-5371
25	針ヶ谷コミュニティセンター	針ヶ谷 1-38	049-251-8478
26	みずほ台コミュニティセンター	西みずほ台 1-19-2	049-254-2221
27	健康増進センター	鶴馬 3351-2	049-252-3771
28	市民総合体育館	鶴馬 1887-1	049-251-5555
29	県立富士見高校	上南畑 950	049-253-1551
30	大井小学校(体育館)	ふじみ野市苗間 37	049-261-0242
31	大井東中学校(体育館)	ふじみ野市ふじみ野 3-2-1	049-263-5181

(富士見市地域防災計画)

富士見市建築物耐震改修促進計画  
[令和3年度～令和7年度]

令和3年3月

編集・発行 富士見市建設部建築指導課  
☎354-8511  
富士見市大字鶴馬1800-1  
☎049-252-7127